



# 熊本県公報

号外 第 6 号

平成 23 年 3 月 23 日(水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県内部組織設置条例等の一部を改正する条例	(人事課) 6
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 ) 7
○熊本県行政文書等の管理に関する条例	(県政情報文書課) 7
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 14
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 15
○県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例	( 〃 ) 16
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村総室) 18
○熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	(医療政策総室) 19
○熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例	(環境保全課) 19
○熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例	(自然保護課) 19
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用課) 27
○熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課) 27
○熊本県就農支援資金貸付特別会計条例	(担い手・企業参入支援課) 27
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 28
○熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病院局総務経営課) 28
○熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 28
○藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例	(体育保健課) 29
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(警察本部) 29
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 29
○熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例	(市町村総室) 30

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県内部組織設置条例等の一部を改正する条例
- 1 熊本県内部組織設置条例の一部改正【第1条】  
危機管理に係る調整及び防災に関する事項を知事公室の分掌事務とすることとした。
  - 2 熊本県防災会議条例の一部改正【第2条】  
防災会議の庶務を知事公室において処理することとした。(第5条関係)
  - 3 熊本県災害対策本部条例の一部改正【第3条】  
災害対策本部の庶務を知事公室において処理することとした。(第5条関係)
  - 4 熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正【第4条】  
石油コンビナート等防災本部の庶務を知事公室において処理することとした。(第5条関係)
  - 5 熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正【第5条】  
国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の庶務を知事公室において処理することとした。(第6条関係)
  - 6 熊本県国民保護協議会条例の一部改正【第6条】  
国民保護協議会の庶務を知事公室において処理することとした。(第7条関係)
  - 7 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 1 旅券法に基づく事務のうち、旅券の申請受付・交付等に関する事務について、次に掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。(別表第14号関係)

- 移譲先：水俣市、山都町、芦北町、津奈木町
- 2 この条例は、水俣市、芦北町及び津奈木町にあっては平成23年10月3日から、山都町にあっては平成24年4月2日から施行することとした。
- 3 経過措置を定めることとした。
- 条例施行前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行することとした。（附則第2項、附則第3項関係）

#### ◇熊本県行政文書等の管理に関する条例

- 1 条例の目的として、行政文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図ることを規定することとした。（第1条関係）
- 2 用語の定義を規定することとした。（第2条関係）
- 3 他の法令との関係について規定することとした。（第3条関係）
- 4 行政文書の管理について次のように規定することとした。
- (1) 行政文書の作成について規定することとした。（第4条関係）
- (2) 行政文書の整理について規定することとした。（第5条関係）
- (3) 行政文書の保存について規定することとした。（第6条関係）
- (4) 行政文書ファイル管理簿について規定することとした。（第7条関係）
- (5) 保存期間が満了した行政文書の移管又は廃棄等について規定することとした。（第8条関係）
- (6) 管理状況の報告及び公表について規定することとした。（第9条関係）
- (7) 行政文書管理規程について規定することとした。（第10条関係）
- 5 法人文書の管理について、次のように規定することとした。
- (1) 法人文書の管理に関する原則について規定することとした。（第11条関係）
- (2) 管理状況の報告及び公表について規定することとした。（第12条関係）
- (3) 法人文書管理規程について規定することとした。（第13条関係）
- 6 特定歴史公文書の保存、利用等について、次のように規定することとした。
- (1) 特定歴史公文書の保存等について規定することとした。（第14条関係）
- (2) 特定歴史公文書の利用請求及びその取扱いについて規定することとした。（第15条関係）
- (3) 本人情報の取扱いについて規定することとした。（第16条関係）
- (4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について規定することとした。（第17条関係）
- (5) 利用の方法及び費用負担について規定することとした。（第18条、第19条関係）
- (6) 異議申立て手続並びに熊本県行政文書等管理委員会への諮問及び調査審議等について規定することとした。（第20条―第28条関係）
- (7) 移管元の実施機関等による利用の特例について規定することとした。（第30条関係）
- (8) 特定歴史公文書の廃棄について規定することとした。（第31条関係）
- (9) 特定歴史公文書の保存、利用状況等の公表について規定することとした。（第32条関係）
- (10) 特定歴史公文書の利用及び廃棄に関する定めについて規定することとした。（第33条関係）
- 7 熊本県行政文書等管理委員会に関し、その設置、諮問事項及び資料の提出等の求めについて規定することとした。（第34条、第35条、第36条関係）
- 8 職員の責務及び職員に対する研修について規定することとした。（第37条関係）
- 9 組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置について規定することとした。（第38条関係）
- 10 訴訟に関する書類等の取扱いについて規定することとした。（第39条関係）
- 11 熊本県行政文書等管理委員会委員の守秘義務違反に係る罰則について規定することとした。（第40条関係）
- 12 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、熊本県行政文書等管理委員会（特定歴史公文書の廃棄に関する諮問を除く。）の規定は公布の日から、公安委員会及び警察本部に関する部分については公布の日から4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 13 経過措置について定めることとした。
- (1) この条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書について適用することとした。（附則第2項関係）
- (2) 現在保有している永久保存の行政文書の取扱いについて規定することとした。（附則第3項、附則第4項関係）
- (3) 現在保有している保存期間を満了している行政文書の取扱いについて規定することとした。（附則第5項関係）
- (4) この条例の施行前になされた熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の規定による手続について経過措置を定めることとした。（附則第6項関係）

- 係)
- (5) 現在保有している保存期間中の行政文書の取扱いについて規定することとした。(附則第 7 項関係)
- 1 4 熊本県情報公開条例の一部を改正することとした。(附則第 8 項関係)
- 1 5 熊本県個人情報保護条例の一部を改正することとした。(附則第 9 項関係)

**◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例**

- 1 新たに手数料を設けることとした。
  - (1) 行政書士試験合格証明書交付手数料 4 0 0 円
  - (2) 熱回収施設(一般廃棄物処理施設)設置者認定申請手数料 3 3, 0 0 0 円
  - (3) 熱回収施設(一般廃棄物処理施設)設置者認定更新申請手数料 2 0, 0 0 0 円
  - (4) 熱回収施設(産業廃棄物処理施設)設置者認定申請手数料 3 3, 0 0 0 円
  - (5) 熱回収施設(産業廃棄物処理施設)設置者認定更新申請手数料 2 0, 0 0 0 円
- 2 手数料の額を改定することとした。
  - (1) 土地掘削、ゆう出路増掘又は温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料 2 3, 0 0 0 円から 2 4, 0 0 0 円に改定
  - (2) 産業技術センター分析、試験又は設計手数料(別表第 2 7 関係) 新たな試験研究機器の導入等に伴い、対応する区分の手数料の上限及び下限を改定することとした。
- 3 その他規定を整備することとした。(第 2 条第 1 項第 2 8 7 号及び第 5 6 7 号関係)
- 4 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)
- 6 熊本県収入証紙条例(昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号)の一部改正 この条例による手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整備することとした。(附則第 3 項関係)

**◇熊本県税条例の一部を改正する条例**

- 1 県民税の法人税割の超過課税について、適用期限を 5 年間延長することとした。(附則第 1 4 条関係)
- 2 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合又は中小企業の合併法人で特定のものに対する県民税の法人税割の超過課税の軽減措置の適用期限を 5 年間延長することとした。(附則第 1 6 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例**

- 1 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】
  - (1) 自動車取得税及び自動車税以外の県税の賦課に関する事務を熊本県税事務所長に委任し、自動車取得税を除く県税の徴収に関する事務を規則で定めるところにより地域振興局長又は熊本県税事務所長に委任する旨の規定に改めることとした。(第 3 条第 1 項関係)
  - (2) 地域振興局長、熊本県税事務所長及び自動車税事務所長に委任する証明書の交付に関する事務から除外されていた熊本県税事務所長が交付の請求を受けた地方消費税、県たばこ税及び鉦区税に係る証明書の交付事務を、除外事務から削ることとした。(第 3 条第 2 項関係)
  - (3) (1)の事務の委任に変更があった場合における事務の引継ぎ先の規定を整備することとした。(第 3 条第 3 項関係)
  - (4) 軽油引取税の課税地を免税証の交付を受けた地域振興局又は熊本県税事務所所在地から免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地に改めることとした。(第 5 条第 1 項第 6 号関係)
  - (5) 公示送達に係る掲示場について、規定を整備することとした。(第 1 9 条関係)
  - (6) 納税管理人は、県内に住所等を有する者又は県外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者のうちから定めることとし、納税管理人申告書等の提出先等を熊本県税事務所長とする旨等に改めることとした。(第 2 3 条関係)
  - (7) 自動車取得税及び自動車税以外の県税の賦課に関する事務の執行者から地域振興局長を削ることとした。(第 3 2 条、第 3 8 条、第 3 8 条の 2、第 3 8 条の 9、第 3 8 条の 1 0、第 4 3 条、第 4 5 条一第 4 7 条、第 4 8 条の 2、第 4 9 条、第 4 9 条の 2、第 5 2 条、第 5 4 条、第 5 6 条、第 5 8 条一第 6 0 条、第 6 3 条、第 7 1 条、第 7 2 条、第 7 5 条、第 7 7 条、第 9 1 条、第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 7 条一第 9 8 条の 1 2、第 1 4 7 条、第 1 4 9 条、制定附則第 8 条の 4 関係)
  - (8) 免税軽油使用者証の交付申請先について、特別な事情による申請先に係る例外を設けないこととした。(第 9 8 条の 4 第 4 項関係)
  - (9) 自動車税の減免の申請等に係る経由者から課税地の地域振興局長を削るこ



- (2) 公園事業の適正な執行を確保するための措置を定めることとした。(第 1 条一第 17 条関係)
- (3) 特別地域において知事の許可を要する行為に、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び当該区域が本来の生息地等でない動植物の放出等を追加することとした。(第 21 条関係)
- (4) 生態系維持回復事業を定めることとした。(第 36 条一第 39 条関係)
- (5) 公園事業の執行に関して罰則を整備することとした。(第 55 条一第 61 条関係)
- (6) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 熊本県自然環境保全条例の一部改正【第 2 条】
  - (1) 条例の趣旨として、生物の多様性の確保を明確化することとした。(第 1 条、第 10 条関係)
  - (2) 特別地域において知事の許可を要する行為に、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び当該区域が本来の生息地等でない動植物の放出等を追加することとした。(第 14 条関係)
  - (3) 生態系維持回復事業を定めることとした。(第 18 条の 2—第 18 条の 5 関係)
  - (4) 罰則の最高額を引き上げることとした。(第 39 条一第 43 条関係)
  - (5) その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行することとした。
- 4 経過措置を定めることとした。(附則第 2 項—附則第 3 項関係)
- 5 熊本県屋外広告物条例の一部を改正することとした。(附則第 4 項関係)

◇熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

- 1 この条例の失効の期限を「平成 24 年 12 月 31 日」から「平成 25 年 12 月 31 日」に改めることとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額の範囲を改定することとした。
  - (1) 食品試験・食品加工設備使用料の額  
20 円以上 1,300 円以下→50 円以上 5,150 円以下
  - (2) 機械試験・機械加工設備使用料の額  
150 円以上 2,900 円以下→150 円以上 3,600 円以下
  - (3) 金属試験・金属加工設備使用料の額  
350 円以上 3,150 円以下→350 円以上 3,800 円以下
  - (4) 木竹試験・木竹加工設備使用料の額  
150 円以上 900 円以下→300 円
  - (5) 電気試験・電気加工設備使用料の額  
50 円以上 1,950 円以下→50 円以上 1,450 円以下
- 2 使用料を追加することとした。  
有機薄膜試験・有機薄膜加工設備 1 台 30 分につき 150 円以上 6,550 円以下の範囲内で知事が定める額
- 3 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県就農支援資金貸付特別会計条例

- 1 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 2 号)に基づく貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置することとした。
- 2 この会計においては、一般会計繰入金、前年度からの繰越金、借入金、貸付金の償還金及び附属諸収入をもってその歳入とし、繰出金、貸付金、借入金の償還金その他諸支出をもってその歳出とすることとした。
- 3 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 23 号)による改正前の農業改良資金助成法(昭和 31 年法律第 102 号)第 12 条第 1 項の規定により設置された熊本県農業改良資金特別会計(以下「農業改良資金特別会計」という。)における平成 22 年度の歳入歳出の決算上剰余金(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業に係るものに限る。)を生じたときは、この条例による熊本県就農支援資金貸付特別会計(以下「就農支援資金貸付特別会計」という。)の歳入に繰り入れられるものとする。こととした。
- 5 この条例の施行の際、農業改良資金特別会計に所属する権利義務(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業に係るものに限る。)は、就農支援資金貸付特別会計に帰属するものとする。こととした。
- 6 前項の規定により就農支援資金貸付特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とすることとした。

◇ 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 県営八代野球場のスコア・ボードの使用料を設定することとした。（別表第 3 の 2 の表関係）
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 改正後の別表第 3 の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。（附則第 2 項関係）

◇ 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 診療科目のうち「神経科」を「神経内科」に、「呼吸器科」を「呼吸器内科」に改めることとした。（第 4 条第 2 項の表関係）
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 義務教育等教員特別手当の最高額を改定することとした。（熊本県立学校職員の給与に関する条例第 17 条の 2 及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第 16 条の 2 関係）
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

- 1 スコア・ボードの使用料を改定することとした。（別表の 2 の表関係）
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 改正後の別表の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。

◇ 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県の警察官の定数及び階級別定数を改めることとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 感染症死体処理作業及び死体処理作業に係る特殊勤務手当の支給対象職員を檢視に関する業務に従事する職にある警察職員で人事委員会の定めるものとすることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

- 1 平成 23 年 4 月 10 日に行われる熊本県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成 17 年の国勢調査の結果による人口によることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県内部組織設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 23 年 3 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 9 号

熊本県内部組織設置条例等の一部を改正する条例

（熊本県内部組織設置条例の一部改正）

第 1 条 熊本県内部組織設置条例（昭和 27 年熊本県条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 危機管理に係る調整及び防災に関する事項

第 2 条 第 2 号才中「危機管理に係る調整、防災及び」を削る。

（熊本県防災会議条例の一部改正）

第 2 条 熊本県防災会議条例（昭和 37 年熊本県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務部」を「知事公室」に改める。

（熊本県災害対策本部条例の一部改正）

第 3 条 熊本県災害対策本部条例（昭和 37 年熊本県条例第 55 号）の一部を次のように

改正する。  
 第5条中「総務部」を「知事公室」に改める。  
 (熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)  
 第4条 熊本県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。  
 第5条中「総務部」を「知事公室」に改める。  
 (熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)  
 第5条 熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成17年熊本県条例第8号)の一部を次のように改正する。  
 第6条中「総務部」を「知事公室」に改める。  
 (熊本県国民保護協議会条例の一部改正)  
 第6条 熊本県国民保護協議会条例(平成17年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。  
 第7条中「総務部」を「知事公室」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第10号**

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 第1条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。  
 別表第14号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を、「甲佐町」の次に「、芦北町、津奈木町」を加える。  
 第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
 別表第14号市町村等の欄中「甲佐町」の次に「、山都町」を加える。

附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。  
 (1) 第1条及び次項の規定 平成23年10月3日  
 (2) 第2条及び附則第3項の規定 平成24年4月2日  
 (経過措置)  
 2 前項第1号に掲げる規定の施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、第1条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第14号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。  
 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、第2条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第14号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

熊本県行政文書等の管理に関する条例をここに公布する。  
 平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第11号**

熊本県行政文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 行政文書の管理
  - 第1節 文書の作成(第4条)
  - 第2節 行政文書の整理等(第5条-第10条)
- 第3章 法人文書の管理(第11条-第13条)
- 第4章 歴史公文書の保存、利用等(第14条-第33条)
- 第5章 熊本県行政文書等管理委員会(第34条-第36条)
- 第6章 雑則(第37条-第39条)
- 第7章 罰則(第40条)

附則  
 第1章 総則  
 (目的)  
 第1条 この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である行政文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に

- 利用し得るものであることに鑑み、行政文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政が適正かつ効率的に運営されることを目的とする。
- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員会、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。
- 2 成り、又は取得した文書であつて、当該地方独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人並びに熊本県住宅供給公社及び熊本県道路公社をいう。
- 3 文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの  
 (2) 特定歴史公文書  
 (3) 熊本県立図書館、熊本県立美術館その他知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 4 成り、又は取得した文書であつて、当該地方独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。  
 (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの  
 (2) 特定歴史公文書  
 (3) 知事が定める施設において、知事が定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 5 員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書のうち、歴史資料として重要な文書として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。
- 6 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。  
 (1) 第8条第1項の規定により知事に移管されたもの  
 (2) 第11条第4項の規定により知事に移管されたもの
- 7 この条例において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。  
 (1) 行政文書  
 (2) 法人文書  
 (3) 特定歴史公文書  
 (他の法令との関係)
- 第3条 行政文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。
- 第2章 行政文書の管理  
 第1節 文書の作成
- 第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することのできるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、実施機関が規則その他の規程（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程）その他の規程（昭和企业法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する規程を含む。）で定めるところにより、文書を作成しなければならない。
- 第2節 行政文書の整理等  
 (整理)
- 第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付し、また、保存期間及び保存期間の満了する日及び行政文書の除き、適時に相互に資する密接な関係のある行政文書（保存期間を同じくするものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付し、また、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する



日を、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、延長することができ。実施機関は、行政文書のファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、経過、利用の状況等に依り、適切な保存及び利用の確保を講じた上で、必要な場所に、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、実施機関は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

第5条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、経過、利用の状況等に依り、適切な保存及び利用の確保を講じた上で、実施機関は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

第6条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、経過、利用の状況等に依り、適切な保存及び利用の確保を講じた上で、実施機関は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

第7条 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したとき及び保存場所その他の必要な事項（熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載し、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第8条 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

第9条 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、第2条第5項の基準に適合するか否かについて熊本県行政文書等管理委員会（第34条第1項に規定する熊本県行政文書等管理委員会をいう。第4章において同じ。）の意見を聴くものとする。

第10条 実施機関は、第1項の規定により知事に移管する行政文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認められる場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第11条 実施機関は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

第12条 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（行政文書管理規程）

第13条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規程」という。）を設けなければならない。

第14条 行政文書管理規程は、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 点検、監査及び研修に関する事項
- (8) その他実施機関が規則その他の規程で定める事項

第15条 実施機関は、行政文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第16条 地方独立行政法人等は、第4条から第6条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

第17条 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資する単独で管理し、相互に密接な関連を有する以下同文書の管理を適切に行うため、地方独立行政法人等が規程で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（情報公開条例第7条に規定するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、地方独立行政法人等が規程で定めるところにより、当該法人文書ファイル等については、この限りでない。

第18条 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資する単独で管理し、相互に密接な関連を有する以下同文書の管理を適切に行うため、地方独立行政法人等が規程で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（情報公開条例第7条に規定するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、地方独立行政法人等が規程で定めるところにより、当該法人文書ファイル等については、この限りでない。

第19条 地方独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資する単独で管理し、相互に密接な関連を有する以下同文書の管理を適切に行うため、地方独立行政法人等が規程で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（情報公開条例第7条に規定するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、地方独立行政法人等が規程で定めるところにより、当該法人文書ファイル等については、この限りでない。





に對する、何人も、熊本の行政文書等管理委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んで行なわない。熊本の行政文書等管理委員会は、第20条第2項の規定により知事から諮問された事項について調査審議するたが、必要があるときは、知事に対し、利用請求に對する意見を述べ、熊本の行政文書等管理委員会は、異議申立てがあったときは、当該異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等が提出した意見書又は資料を提出すべき期間を定め、その期間内にこれを提出しななければならない。

第24条 熊本の行政文書等管理委員会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べ、意見を述べないときは、この限りでない。ただし、熊本の行政文書等管理委員会の許可を得て、補佐人とともに提出するときは、熊本の行政文書等管理委員会は、異議申立人等から、熊本の行政文書等管理委員会上に提出される意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに必ずしも従わなければならない。

第25条 異議申立人等は、熊本の行政文書等管理委員会に対し、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定め、その期間内にこれを提出しななければならない。

第26条 熊本の行政文書等管理委員会は、異議申立人等から、熊本の行政文書等管理委員会上に提出される意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに必ずしも従わなければならない。

2 前項の規定により意見書又は資料について写しの交付の方法により開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第27条 熊本の行政文書等管理委員会の行う第20条第2項の規定により知事から諮問された事項についての調査審議の手続は、公開しない。

第28条 熊本の行政文書等管理委員会は、諮問に對する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第29条 知事は、特定歴史公文書（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

第30条 特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人等が知事に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第15条第1項第1号の規定は、適用しない。

第31条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認めるときは、当該文書を廃棄することができる。

第32条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第33条 知事は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第14条から第19条まで及び第29条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 保存に関する事項
- (2) 第19条に規定する費用負担その他一般の利用に関する事項
- (3) 特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人等による当該特定歴史公文書の利用に関する事項
- (4) 廃棄に関する事項
- (5) 保存及び利用の状況の公表に関する事項

3 知事は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（第5章 熊本の行政文書等管理委員会  
（熊本の行政文書等管理委員会の設置））

第34条 行政文書等の適正な管理に関する重要事項について調査審議するため、熊本の行政文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。  
 3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。  
 4 委員会は、委員は、行政文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。  
 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 6 委員は、再任されることができる。  
 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 この条例に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。  
 (委員会への諮問等)

第35条 実施機関及び地方独立行政法人等は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- (1) 第4条、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第7条若しくは第10条第2項第8号の規則その他の規程又は第11条第2項若しくは第3項の規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
  - (2) 行政文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 2 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。
- (1) 第2条第5項、第14条、第16条、第17条第1項から第3項まで、第18条又は第19条の規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
  - (2) 第31条の規定による廃棄をしようとするとき。
  - (3) 利用等規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)  
 第36条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関若しくは地方独立行政法人等又は知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第6章 雑則  
 (職員の職務及び職員に対する研修)

第37条 実施機関及び地方独立行政法人等の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、県民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に行政文書等を管理するよう努めなければならない。

2 実施機関及び地方独立行政法人等は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人等の職員がその責務を果たすことができるよう、当該職員に対し行政文書等の管理に必要な研修を行うものとする。  
 (組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第38条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 地方独立行政法人等は、当該地方独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(訴訟に関する書類等の取扱い)

第39条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は適用しない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下「訴訟書類」という。以下この条において同じ。) 第2章の規定
  - (2) 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物 この条例の規定
- 2 実施機関は、知事と協議して定めるところにより、当該実施機関が保有する訴訟書類で歴史資料として重要なもの(以下この条において「歴史的訴訟書類」という。)の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、前項の協議による定めに基づき、歴史的訴訟書類について、知事において保存する必要があると認める場合には、当該歴史的訴訟書類を保有する実施機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 4 前項の規定により知事に移管された歴史的訴訟書類については、第2条第6項に規定する特定歴史公文書とみなして、第4章の規定を適用する。ただし、前項の規定による実施機関との合意において利用の制限を行うこととされている歴史的訴訟書類については、利用の請求があったときは、第15条の規定にかかわらず、知事は、利用を制限するものとする。

第7章 罰則  
 第40条 第34条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 (1) 第5章(第35条第2項第2号の規定を除く。)の規定 公布の日

- (2) 第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日  
(経過措置)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した文書について適用する。
- 3 実施機関は、この条例の施行の際実施機関が自ら定めた基準により保存期間を定めることななく保存していきる簿冊等（能率的に事務又は事業の処理及び文書の集合物又は単独で管理するに達することを目的とするものが適当な文書をいう。以下「同項」とする。）のうち第5条第1項又は第3項の規定による実施に関し、第2条第5項の移管の定められた期間のうちに、利用に供するよう努めるものとする。簿冊等で、実施機関が引き続き組織的に用いるものとして保有するに必要があるものと認められるものについては、第5条第1項、第3項又は第4項の規定の例により保存期間を定め、当該保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下「同項」とする。）を前項の規定する期間のうち最も長い期間とする。
- 4 前項の場合において、同項の規定する簿冊等で、実施機関が引き続き組織的に用いるものとして保有するに必要があるものと認められるものについては、第5条第1項、第3項又は第4項の規定の例により保存期間を定め、当該保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下「同項」とする。）を前項の規定する期間のうち最も長い期間とする。
- 5 実施機関は、この条例の施行の際自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している簿冊等で、当該保存期間を満了してなお保存しているものについては、第8条の規定の例により、知事に移管又は廃棄し、知事は、その移管の定められた文書を第4章の規定の例により、保存するとともに、利用に供するよう努めるものとする。
- 6 施行日前になされた、附則第3項及び前項の規定により知事へ移管される文書に関する情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の規定による請求には、係手続等については、前項の例により、保存期間を定めて保存している簿冊等で、当該保存期間を満了して、自らの定められた基準により保存期間を第5条第1項又は第3項の保存期間とみなし、第5条第4項、第8条及び第4章の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。
- (熊本県情報公開条例の一部改正)
- 8 熊本県情報公開条例の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「当該実施機関が管理」を「当該実施機関が保有」に改め、同項第2号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「これらに類する施設において」を「知事が定める施設において、知事が定めるところにより」に、「管理されているもの」を「特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。  
(2) 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号。以下「行政文書等管理条例」という。）第2条第6項に規定する特定歴史公文書  
第5条及び第11条第2項中「管理」を「保有」に改める。  
第34条を次のように改める。  
第34条 削除  
第35条中「できるような」の次に「、行政文書等管理条例第7条第2項又は第11条第3項に規定するもののほか」を加え、「管理」を「保有」に改める。  
附則第6項第3号から第6号までの規定中「管理」を「保有」に改める。  
(熊本県個人情報保護条例の一部改正)
- 9 熊本県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。  
第2条第5号中「当該実施機関が管理」を「当該実施機関が保有」に改め、同号イ中「アに掲げるもののほか、」を削り、「これらに類する施設において」を「知事が定める施設において、知事が定めるところにより」に、「管理されているもの」を「特別の管理がされているもの（イに掲げるものを除く。）」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。  
イ 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第2条第6項に規定する特定歴史公文書

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 熊本県条例第12号**  
熊本県手数料条例の一部を改正する条例
- 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第65号の5中「23,000円」を「24,000円」に改め、同項中第258号の2を第258号の3とし、第258号の次に次の1号を加える。  
(258)の2 行政書士法第3条第2項の規定に基づく行政書士試験合格証明書の交付  
行政書士試験合格証明書交付手数料 1通につき 400円  
第2条第1項第287号中「第57条の5」の次に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第285条」を加え、「同法第28

条第3項」を「都市計画法第28条第3項」に、「含む。）又は」を「含む。）」に改め、  
 「第6条第6項」の次に「又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律第  
 218条第1項」を加え、同項中第553号の3を第553号の5とし、第553号の2  
 を第553号の4とし、第553号の次に次の2号を加える。

(553)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく  
 熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査

熱回収施設（一般廃棄物処理施設）設置者認定申請手数料 33,000円

(553)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく  
 熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査

熱回収施設（一般廃棄物処理施設）設置者認定更新申請手数料 20,000円

第2条第1項第567号中「第15条の2の5とし、第567号の2を第567号の4とし、第56  
 7号の次に次の2号を加える。

(567)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づ  
 く熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査

熱回収施設（産業廃棄物処理施設）設置者認定申請手数料 33,000円

(567)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づ  
 く熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査

熱回収施設（産業廃棄物処理施設）設置者認定更新申請手数料 20,000円

別表第27化学分析の項中「1,210円以上6,090円」を「1,630円以上3,  
 100円」に、「15,120円」を「22,730円」に改め、同表化学及び物理試験  
 の項中「1,580円」を「2,470円」に、「19,060円」を「18,110円」  
 に、「2,420円」を「4,460円」に、「48,880円」を「20,580円」  
 に改め、同表食品試験の項中「3,570円以上4,460円」を「4,460円以上5,  
 620円」に、「1回につき4,460円」を「1回につき6,510円」に、「7,4  
 60円」を「10,450円」に、「10,660円」を「12,710円」に改め、同  
 表機械試験の項中「6,040円」を「3,570円」に、「370円」を「950円」  
 に、「6,510円」を「5,250円」に改め、同表金属分析の項中「5,150円」  
 を「5,250円」に改め、同表金属試験の項中「1,000円」を「1,210円」に、  
 「2,990円」を「6,980円」に、「1,050円」を「1,210円」に、「3,  
 940円」を「4,830円」に、「2,520円」を「2,780円」に、「7,14  
 0円」を「8,510円」に改め、同表窯業試験の項中「1,260円」を「1,420  
 円」に、「7,190円」を「8,030円」に改め、同表木竹試験の項中「5,200  
 円」を「5,570円」に、「2,730円」を「3,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第287号の  
 改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げ  
 る事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1手数料の項中第240号の2を第240号の3とし、第240号の次に次の  
 1号を加える。

別表第1手数料の項中第501号の3を第501号の5とし、第501号の2を第501号の4とし、第501号の次に次の2号を加える。	240の2 行政書士試験合格証明書交付手数料
別表第1手数料の項中第515号の3を第515号の5とし、第515号の2を第515号の4とし、第515号の次に次の2号を加える。	501の2 熱回収施設（一般廃棄物処理施設）設置者認定申請手数料
	501の3 熱回収施設（一般廃棄物処理施設）設置者認定更新申請手数料
別表第1手数料の項中第515号の3を第515号の5とし、第515号の2を第515号の4とし、第515号の次に次の2号を加える。	515の2 熱回収施設（産業廃棄物処理施設）設置者認定申請手数料
	515の3 熱回収施設（産業廃棄物処理施設）設置者認定更新申請手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「平成23年9月30日」を「平成28年9月30日」に改める。

附則第15条中「、第1号の3又は第2号」を「又は第3号」に改める。

附則第16条中「平成23年9月30日」を「平成28年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。







第63条第6項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第71条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第72条第1項中「の各号」を削り、「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第75条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第77条第1項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「の各号」を削る。  
 第91条第2項中「又は課税地の地域振興局長等」を削る。  
 第93条第3項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第4項中「第98条第7項の規定による当該軽油に係る免税証を交付した地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第94条及び第97条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条第1項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第3項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第4項、第5項及び第6項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の2第1項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第4項第98条の交付を受けた地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の2第1項及び第4項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の4第1項中「免税証（免税軽油の引取りであることとを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けようとする地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第3項中「その交付を受けた地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第4項中「免税証の次に（免税軽油の引取りであることとを証する書面をいう。以下この節において同じ。）を加え、免税軽油の使用に当る者が当該免税証を提出するに当る」とあるものを削り、同条第7項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第10項中「当該免税証を交付した地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第11項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の5第1項中「当該免税証を交付した地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の6第1項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 同条第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 同条第8条の8第1項及び第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の9第1項中「免税証を交付した地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の10第1項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「免税証を交付した地域の振興局長等」を削る。  
 第98条の11第1項及び第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第3項中「これらの規定に規定する地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第98条の12第3項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第109条第3項及び第5項中「又は課税地の地域振興局長等」を削る。  
 第147条第2項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第149条中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 附則第8条の4第4項中「地域の振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 （熊本県税災害減免条例の一部改正）  
 第2条 熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 第6条中「課税地の地域振興局長又は熊本県税事務所長」を「熊本県熊本県税事務所長」に、「自動車税事務所長」を「熊本県自動車税事務所の長」に改める。  
 （熊本県熊本県税事務所設置条例の一部改正）  
 第3条 熊本県熊本県税事務所設置条例（平成10年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「熊本市を所管区域とする」を削る。  
 （熊本県産業廃棄物税条例の一部改正）  
 第4条 熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。  
 第4条第1項中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。  
 第10条第1項中「課税地の地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域の振興局長等」という。）」を「熊本県熊本県税事務所の長（以下「熊本県税事務所長」という。）」に改め、同条第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同

条第3項中「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第6項及び第7項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第11条第1項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第12条第1項中「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第4項中「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第13条第1項中「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第3項及び第4項中「地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。  
 第14条、第15条第2項、第16条第1項及び第2項並びに第17条第2項中「課税地の地域振興局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する地域振興局長が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長に対して行っている申請その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後改正後の熊本県税条例又はこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後において、熊本県税事務所長に対して行った申請その他の行為又は熊本県税事務所長に対して行っている申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する地域振興局長が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長に対して行っている申請その他の行為で、施行日以後改正後の熊本県税条例又はこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後において、熊本県税事務所長に対して行った申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する地域振興局長が行った処分、通知その他の行為又は現に地域振興局長に対して行っている申請その他の行為で、施行日以後改正後の熊本県産業廃棄物税条例又はこれに基づく規則の規定により熊本県税事務所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後において、熊本県税事務所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

- 別表第1中4の項を7の項とし、3の項を4の項とし、同項の次に次の2項を加える。
- 5 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)による県税の賦課又は徴収(県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 別表第1中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の1項を加える。
- 1 地方税法(昭和25年法律第226号)による県税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 別表第1に次の2項を加える。
- 8 熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)による産業廃棄物税の賦課又は徴収(産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 別表第2に次のように加える。

収用委員会

土地収用法による同法第47条の2(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第94条第8項(同法第124条第2項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。))又は第138条第1項において準用する場合を含む。)の裁決又は同法第118条第5項(同法第

	138条第1項において準用する場合を含む。)の協議の確認に関する事務であつて規則で定めるもの
--	--

附 則  
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第16号**

熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例  
熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年熊本県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に必要な費用に充てる」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に業の運営の広域化等支援方針の作成、当該方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する」に改める。  
第6条中「国民健康保険事業の運営の広域化若しくは国民健康保険の財政の安定化に資する貸付金の貸付け又は国民健康保険事業の運営の広域化に資する交付金の交付に要する費用」を「第1条に規定する目的を達成するために必要な経費」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第17号**

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例  
熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第42条」を「一第42条の2」に改める。  
第37条中「の決定又は変更する者（以下「当該都市計画決定権者」という。）が同法第15条第1項に規定する」に係る法第39条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）が」に、「当該都市計画決定権者が」を「当該都市計画に係る都市計画決定権者が」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。  
（法の手続との調整）  
第42条の2 知事は、法対象事業を実施しようとする者が事業内容の修正により法第29条第3項又は第30条第1項第2号の規定による公告を行った場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、法の規定に相当するこの条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。

2 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第3項又は第30条第1項第2号の規定による公告を行った場合については「都市計画決定権者」と読み替えるものとする。  
3 第1項の規定は、港湾管理者が法第48条第2項において準用する法第30条第1項第2号の規定による公告を行った場合について準用する。この場合において、第1項中「法対象事業を実施しようとする者」とあるのは「港湾管理者」と、「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第18号**

熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例  
（熊本県立自然公園条例の一部改正）  
第1条 熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）の一部を次のように改

正する。  
目次中「第13条」を「第20条」に、「第3章 保護及び利用（第14条—第28条）」を「第3章 保護及び利用（第21条—第35条）」に、「第4章」を「第5章」に、「第29条—第34条」を「第40条—第45条」に、「第5章」を「第6章」に、「第35条—第40条」を「第46条—第51条」に、「第6章」を「第7章」に、「第41条—第50条」を「第52条—第61条」に、「第7章」を「第8章」に、「第44条—第50条」を「第55条—第61条」に、「第8章」を「第9章」に、「第51条」を「第62条」に改める。  
「第1条中「基き」を「基づき」に、「その」を「、その」に、「図り、もって」を「図ることにより、」に改め、「資する」の次に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。  
第2条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条第3号中「知事が」を「規則で」に改め、同条第1号を加える。  
(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立自然公園における生態系維持回復を図るものという。  
第3条第2項中「かんがみ」を「鑑み」に、「保全」を「確保」に改める。  
第8条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「又は公園事業」を削り、「公示」の次に「かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し」を加え、同項を同条第2項とする。  
第51条を第62条とする。  
第8章を第9章とする。  
第50条を第55条とする。  
第49条中「第44条、第45条、第47条」を「第55条、第56条、第58条」に改め、第7章中同条を第60条とし、同条の次に次のように加える。  
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。  
(1) 第11条第9項、第14条又は第15条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第11条第3項の認可を受けた者に限る。）  
(2) 第23条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者  
第48条第10号中「第41条第5項」を「第52条第5項」に改め、同条第11号と「同条第8号」を「第28条第2項」に改め、同条第10号と「同条第8号」を「第28条第1項第1号」に改め、同条第9号とし、同条第7号中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同条第8号とし、同条第6号中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第7号とし、同条第5号中「第24条第5項」を「第31条第5項」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「第24条第1項の規定による」を「第31条第1項の規定に違反して、」に改め、同条第5号とし、同条第3号中「第22条第1項の規定する」を「第29条第1項の規定による」に改め、同条第4号とし、同条第2号中「第19条第4項」を「第26条第4項」に改め、同条第3号とし、同条第1号中「第16条第5項」を「第23条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2号と「同条第1号」を「第2号とし、同条の次に次の1号を加える。」  
(1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者  
第48条を第59条とする。  
第47条中「第24条第2項又は第38条」を「第12条、第31条第2項又は第49条」に改め、同条第58条とする。  
第46条中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条を第57条とする。  
第45条第3号中「第23条」を「第30条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第5号とし、同条第2号中「第16条第1項」を「第23条第1項又は第7項」に改め、同条第4号とし、同条第1号中「第14条第4項又は第15条第3項」を「第21条第4項又は第22条第3項」に改め、同条第3号とし、同条の次に次の2号を加える。  
(1) 第11条第6項の規定に違反して、第11条第4項各号に掲げる事項を変更した者（第11条第3項の認可を受けた者に限る。）  
(2) 第11条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者  
第45条を第56条とする。  
第44条中「第25条第1項」を「第16条第1項又は第32条第1項」に改め、同条を第55条とする。  
第7章を第8章とする。  
第43条第1項中「第14条第4項」を「第21条第4項又は第22条第3項第7号」に改め、同条第2項中「第14条第5項」を「第21条第5項後段」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第3項中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、第6章中同条を第54条とする。  
第42条第1項中「第14条第4項」を「第21条第4項」に、「第23条」を「第

30条」に、「付せられたため」を「付されたため」に、「第24条第2項」を「第31条第2項」に改め、「第41条」を「第52条第1項」に改め、「規定による」の次に「それぞれの」を加え、同条を第53条とする。

第41条第4項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第52条とする。

第5章中第40条を第51条とし、第35条から第39条までを11条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第34条中「第32条」を「第43条」に改め、第4章中同条を第45条とする。

第33条中「第29条第2項」を「第40条第2項」に改め、同条を第44条とする。

第32条を第43条とする。

第31条中「第29条第5項」を「第40条第5項」に改め、同条第2号中「第29条第3項各号」を「第40条第3項各号」に改め、同条を第42条とする。

第30条を第41条とする。

第29条中「第35条第1項」を「第46条第1項」に、「第36条第1号」を「第47条第1号」に改め、同条を第40条とする。

第4章 第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

(生態系維持回復事業)

第36条 知事は、県立自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、県立自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 生態系維持回復事業の目標
  - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
  - (3) 生態系維持回復事業の内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第37条 県は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、県立自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体には知事の確認を、国及び地方公共団体以外の変更にあっては知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消)

第38条 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき



改め、同項ただし書中「当該特別地域が指定めされ、若しくはその区域が拡張された際既若  
 着手し、湿原が指定され（第5号に掲げる行為を除く。）若しくは第5号に掲げる行為を  
 加え、同項第15号を同項第16号とし、同項第11号中「（以下この号に）を」を  
 削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同項第13号とし、同項の次に  
 次（14）知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該  
 区域に放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の  
 放牧を含む。）を第14条第4項中第10号を第11号とし、同項の次に次の1号を加える。  
 （12）知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該  
 区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するも  
 のを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。  
 同項第4号中「第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、  
 第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。  
 （3）知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。  
 第14条第5項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別  
 地域内において前項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為を除く。）又は同項第5  
 号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同様に規定する区域内において同様に掲  
 げられる行為若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同様に掲げる」を「前項の規  
 定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該に、「そ  
 のが定まる又はこの場合において、その者は、その規制され、引き続き当該行為をす  
 ることと改め、同条第7項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第  
 4項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改め、  
 同条第8項中「の各号」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第29  
 条第1項」を「第40条第1項」に改め、同項第3号とし、同項第1号の次に次  
 の1号を加える。  
 （2）認定生態系維持回復事業等（第37条第1項の規定により行われる生態系維持  
 回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業  
 をいう。）として行う行為  
 第14条を第21条とする。  
 第2章中第13条を第20条とし、第12条を第19条とし、第11条を第18条と  
 する。  
 第10条の見出し中「県立自然公園の」を削り、同条第2項中「知事の承認を受けて、  
 県立自然公園に関する」を「規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得  
 て、」に改め、同条第3項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、  
 同条第4項を次のように改める。  
 4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定め  
 るところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。  
 （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 （2）第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」  
 という。）の種類  
 （3）公園施設の位置  
 （4）公園施設の規模  
 （5）公園施設の管理又は経営の方法  
 （6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
 第10条を第11条とし、同条の次に次の6条を加える。  
 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付し  
 なければならない。  
 6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）  
 は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に  
 協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更につい  
 ては、この限りでない。  
 7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定め  
 るところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。  
 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。  
 9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、  
 その旨を知事に届け出なければならない。  
 10 第3項又は第6項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度  
 において、条件を付することができる。  
 第10条を第11条とし、同条の次に次の6条を加える。





更」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

- (公園事業の決定)
- 第10条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。
- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

(熊本県自然環境保全条例の一部改正)

第2条 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 保全(第14条—第18条)」を 「第2節 保全(第14条—第18条)」を  
 第3節 生態系維持回復事業(8条) に改める。

第18条の2—第18条の5)」

第1条中「条例は、」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第10条第2項中「の各号」を削り、同条第2号中「係る」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加え、同条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第12条第1項中「施設」を「事業」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第4号中「施設」を「事業」に改める。

第14条第4項中「第7号」を「第10号」に、「又は第6号」を「第6号」に改め、「行うもの」の次に「又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第8号を同項第11号とし、同項第7号を同項第10号とし、同項第6号を次に次の3号を加える。

- (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

第14条第4項に次の1号を加える。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第14条第8項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定されたる際に同号に規定する区域内において同号に掲げる」

に当該項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されるときとなつた時に改め、同条第10項中「の各号」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定生態系維持回復事業等(第18条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の認定又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第15条第3項中「の各号」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合に改める。

第15条第4項中「前項第6号」を「前項第7号」に改める。

第16条第1項中「の各号」を削り、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第6項中「の各号」を削り、「第2項及び第3項」を「から第3項まで」に、「適用」を「適用」に改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第18条第1項中「行なう」を「行う」に、「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」に改める。

第3章第2節の次に次の1節を加える。

第3節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第18条の2 知事は、生態系維持回復事業(自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域

- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)  
第18条の3 県は、自然環境保全地域における自然環境保全のため生態系の維持又は回復事業を行う必要があるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することとができ、及びその生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようするときは、国又は県以外の地方公共団体にあっては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(認定の取消し)

第18条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。

(3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第18条の5 知事は、第18条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

同条第26条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「の各号」を削り、同条第8項中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第10項中「行なう」を「行う」に、「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」に改める。

第29条中「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」に改める。

第34条第1項中「第15条第3項第6号」を「第15条第3項第7号」に、「附せられた」を「付された」に改める。

第39条中「一に」を「いずれかに」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第39条の2中「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改める。

第40条中「一に」を「いずれかに」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第2号中「付せられた」を「付された」に改める。

第40条の2中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

第41条中「処分」を「命令」に、「30万円」を「50万円」に改める。

第42条中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同条第3号中「処分」を「命令」に改める。

第43条中「一に」を「いずれかに」に、「5万円」を「10万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県立自然公園条例（以下この項において「新条例」という。）第16条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第11条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。  
第3条第8号中「第14条第1項」を「第21条第1項」に改める。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第19号**

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例  
 熊本県緊急雇用創出基金条例（平成21年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
 附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第20号**

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例  
 熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
 別表中「20円」を「50円」に、「1,300円」を「5,150円」に、「2,900円」を「3,600円」に、「350円以上3,150円」を「350円以上3,800円」に、「150円以上900円以下の範囲内で知事が定める額」を「300円」に、「1,950円」を「1,450円」に改め、同表に次のように加える。

7 有機薄膜試験・有機 薄膜加工設備	1台30 分につき	150円以上6,550円以下の範囲 内で知事が定める額
-----------------------	--------------	--------------------------------

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第21号**

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例  
 (設置)  
 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づく貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。  
 (歳入及び歳出)  
 第2条 この会計においては、一般会計繰入金、前年度からの繰越金、借入金、貸付金の償還金及び附属諸収入をもってその歳入とし、繰出金、貸付金、借入金の償還金その他諸支出をもってその歳出とする。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第12条第1項の規定により設置された熊本県農業改良資金特別会計（以下「農業改良資金特別会計」という。）における平成22年度の歳入歳出の決算上剰余金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業に係るものに限る。）を生じたときは、この条例による熊本県就農支援資金貸付特別会計（以下「就農支援資金貸付特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

- 3 この条例の施行の際、農業改良資金特別会計に所属する権利義務（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業に係るものに限る。）は、就農支援資金貸付特別会計に帰属するものとする。
- 4 前項の規定により就農支援資金貸付特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第22号**

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の2の表中

場内放送器具		一式1時間につき	250円	540円	540円	を
場内放送器具		一式1時間につき	250円	540円	540円	
スコア・ボード	得点・判定表示	一式1時間につき	660円	1,400円	1,400円	に
	全部表示	一式1時間につき	1,330円	2,800円	2,800円	

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第23号**

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「神経科」を「神経内科」に、「呼吸器科」を「呼吸器内科」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第24号**

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第25号**

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例  
藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
別表の2の表中

場内放送器具	一式1時間につき	550円	250円
スコア・ボード	一式1時間につき	2,210円	500円

を

場内放送器具	一式1時間につき	550円	250円		
スコア・ボード	得点・判定表示	一式1時間につき	1,400円	660円	
	全部表示	映像装置の映像面に文字又は数字のみを表示する場合	一式1時間につき	2,800円	1,330円
		映像装置の映像面に文字及び数字以外のものを表示する場合	一式1時間につき	4,500円	2,140円

に改める。

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第26号**

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例  
熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,046人」を「3,049人」に、「1,773人」を「1,775人」に、「927人」を「928人」に、「3,467人」を「3,470人」に改め、同条第2項中「3,046人」を「3,049人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第27号**

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第13号作業の項中「刑事調査官及びこれに準ずる」を「検視に関する業務に従事する」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第28号**

熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第2条第1項の規定により、平成23年4月10日に行われる熊本県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。